

平成 30 年 7 月 4 日

吹田市長 後藤 圭二 様

大阪維新の会吹田市議会議員団

### 市有市営等施設の安全確保と注意喚起に関する要望書

本市及び本市関連団体が所有・管理・運営する施設（以下市有市営等施設）において現行の建築基準法※1に適合しない施設（部分を含む）が存在し、市民や利用者はその事実を知らされること無く、安全性に疑念のある施設を利用・立入等行っている現状がある。

「違反建築に該当しない」「違法行為では無い」という申し訳だけでは市民の生命の保護と安全性の確保を最優先しなければならない地方公共団体として、当然の社会的責任を果たしているとは到底考えられない。

よって次の事項について要望する。

#### 記

1. 市有市営等施設の既存不適格建築物※2 に関して現行法へ適合するよう改修すること。中でも耐震改修・天井脱落対策については早急に取り組むこと。
2. 市有市営等施設の既存不適格建築物の使用にあたっては、管理者は可能な限りの安全対策を遅滞なく講じること。
3. 市有市営等施設における既存不適格建築物に関しての情報を開示し、利用者に対して問題点等の周知及び必要な注意喚起に努めること。具体的には、施設等を使用させる場合における利用者に対して、また、市主催・共催行事における参加者に対して、また、日常的に市民が来訪する施設にあたってはその出入り口等において、十分に周知し、必要な注意喚起に努めること。

以上

※1 建築基準法：建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

※2 既存不適格建築物：建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正等によって現行法に対して不適格となった、あるいは不適格な部分が生じた建築物のことをいう。